

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）
第12条第2項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行
う場所を次のように定める。

令和6年10月23日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋 直美



- 1 場 所 新潟県後期高齢者医療広域連合事務所
 (新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館内)